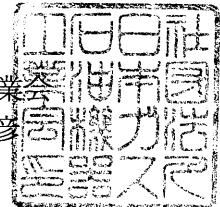


19工第0303号  
平成19年3月22日

全国消費者団体連絡会  
PLオブンズ会議 殿

社団法人 日本ガス石油機器工業会  
会長 竹下 克彦



## 貴連絡会からの要望書への回答

社団法人 日本ガス石油機器工業会及び会員であるガス・石油機器メーカーは、一連のガス・石油機器事故を当該企業のみの問題ではなく、業界全体の問題という認識の下、深く反省し、ガス・石油機器業界の早急な信頼回復に向けて鋭意取り組んでいます。

貴連絡会から頂きました諸要望につきましては弊工業会としても真摯に受け止め、更に気持ちを引き締めてガス・石油機器の安全確保に努めてまいります。弊工業会が現在実施または検討中である取り組みについて、貴連絡会からの要望書に沿って以下にご紹介致します。

### 記

#### 1. お客様に対する事故製品のメーカー名、製品名などの具体的情報の提供について

製品事故の情報提供については、経済産業省のご指導の下、会員各社に対して約20年前からの重大製品事故に関する調査を行い、石油機器について2月2日に、ガス機器については2月19日に各々ホームページにメーカー名・事故発生年月日・型式・事故内容等を掲載致しました。

また、消費生活用製品安全法の改正に伴い、『ガス・石油機器 製品事故対策マニュアル』の改訂を行い、事故発生時の関係先への報告や製品回収に関する公表や実施方法について会員各社に周知致しました。

さらに、同マニュアルに基づく会員各社から提出された事故情報については、『製品事故公表ガイドライン』に基づき、弊工業会のホームページに速やかに掲載し、お客様への情報提供を行って参ります。

#### 2. 速やかな製品回収・点検・修理の促進について

速やかな製品回収等については、前述のとおり『ガス・石油機器 製品事故対策マニュアル』を改訂し会員各社に周知致しました。

全国のお客様への注意喚起の実施については、従前より安全啓発チラシを作成し、全国の消防署や消費生活センターへの配布を行うと共に、(独)製品評価技術基盤機構と共に全国の消費生活センターを訪問し、ガス・石油機器の安全啓発セミナーを開催しております。2005年は10箇所、2006年は2箇所、今年も2月に神奈川県横浜市での実施、4月には兵庫県姫路市を予定しております。

また、昨年7月、経済産業省から瞬間湯沸器の排気ファンの作動不良による一酸

化中毒事故がこれまで多数発生していた旨が公表されたことを契機に、これまでの安全啓発活動が果たして十分であったかとの認識・反省に立ち、点検・修理時のお客様宅への訪問時に安全啓発チラシを直接お渡しすること致しました。

### 3. 旧型ガス機器の取替促進策におけるお客様負担の軽減

安全性の高い機器への取替については、弊工業会としてもガス機器の使用による中毒事故を撲滅していくための重要な取り組みであると認識しております。

取替促進施策は、機器メーカー毎にその内容は異なるものの、各社が独自に旧型ガス機器の下取り施策等の取り組みを行っており、昨年11月16日にその旨、日本ガス体エネルギー普及促進協議会（通称：コラボ）と共同発表致しました。

なお、旧型ガス機器の取替インセンティブが比較的低いとされる賃貸集合住宅オーナー向けの取替施策等については、国・消防・消費者団体・ガス事業者等を交えた「あんしん高度化ガス機器普及開発研究会」が昨年12月に立ち上がり、現在その具体策を検討中であり、弊工業会も同研究会に参加しています。

### 4. 製品事故内容の全容および原因究明の公表と被害者救済について

弊工業会の事故情報の公表については、1.で述べたとおり既に実施しております。今後はそれら事故情報の事故原因等を整理・分析・公表し、製品事故の再発防止に努めて参ります。

また、去る3月13日に「ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者等からのガス消費機器に関する事故報告の概要の公表について」が公表され、メーカー名や型式が明確になりましたので、弊工業会の事故情報との比較確認作業を進めて参ります。

なお、被害者様への損害賠償などは、各会員企業は誠意をもって対処されているものと固く信じております。

### 5. 事故情報収集・原因追求・対策推進のための社内体制の整備

弊工業会では、『製品安全に関する自主行動計画』を定め、①会員企業のための『製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン』の作成、②製品事項等の情報収集・公表並びに再発防止、③国・関連機関との密接な連携を保ち、製品事故報告制度の適正な運用、④正しい使い方や誤使用に関する情報提供などによる「製品安全文化」の定着に貢献することに努めます。

また、『製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン』を作成し、①企業トップの意識の明確化、②体制整備及び取組み等に関する各条項を定め、会員各社に周知致しました。

なお、弊工業会は、本年4月1日から事故情報室を設置し、積極的に工業会として統一的に事故情報の収集に取り組むことし、消費者の皆様への的確な情報提供が出来るよう努めていく所存です。

以上